

固定資産評価審査委員会

1 設 置

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 委員の構成

- (1) 委員は、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- (2) 委員の定数は、3人

3 会議の開催回数・・・2回

4 平成19年度固定資産評価審査申出件数・・・土地0件、家屋0件、償却資産0件